

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

栗原市長 佐藤 智

市町村名 (市町村コード)	栗原市 (042137)	
地域名 (地域内農業集落名)	一迫地域 34集落(南沢、大館、竹の内、曾根、本町、中町、荒町、清水1、清水2、保呂羽、輝井、八幡、高橋下、高橋上、荒町下、荒町上、大川口上、大川口下、清水原、嶋舩、東町、中町、新町、滝野、川北、大崩、清水目、本沢、一本松、南沢、畑、狐崎1、狐崎2、片子沢)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月27日	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

一迫地域は、迫川水系の平坦地において基盤整備事業が実施され、認定農業者を中心に、大型機械の導入など効率的な作業体系により、水稻や飼料作物、大豆を主体とした作付けが行われているほか、栗原市では唯一、米粉用米や子実用とうもろこしの作付けが行われている。一方、北部や南部に広がる丘陵地は、小区域画で水利条件の悪い農用地も多く、水稻や飼料作物を主体とした作付けが行われているが、水路や法面の維持管理に時間と労力を要するため、不作付地が増加傾向にある。

また、本地域は、耕畜連携による水田を活用した飼料作物の生産や、主食用米の化学肥料や農薬の低減による環境保全型農業の取り組みが行われており、今後もこの取り組みを定着・拡大させていくことが必要である。

また、基幹的農業従事者のうち、70歳以上の割合が50%を超え、高齢化が進展するほか、丘陵地ではイノシシなどによる農用地や農作物への被害が深刻な問題となるなど、遊休農地の拡大が懸念されている。このため、集落全体の取り組みによる農地の維持・管理や獣害対策、他地域からの新規参入者の受け入れなど新たな担い手の確保が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域計画に位置づけられた農業者を中心に、水稻や飼料作物、大豆のほか、園芸や畜産との複合経営など、多様な農業が営まれている地域であり、引き続き、農用地の集積、集約化の推進、スマート農業など先端技術の導入により、生産性を高め、農業経営の安定に資する取り組みを推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,538.65 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,538.65 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

以下の農地における営農型太陽光発電事業の新規実施について、協議の場(令和7年8月27日開催)において、地域計画区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障が無いことを確認した。

①一迫真坂字堰の上112

合計面積 3,098.00㎡のうち、270㎡

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に位置づけられた農業者を中心に農用地の集積、集団化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
①農業者の意向を踏まえ、農地中間管理機構を活用した農用地の集積、集約化を推進する。 ②農地中間管理機構の活用が進まない地域においては、改めて活用方法等について周知を行い、機構の活用を推進していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
①基盤整備事業については、王沢地区や一本松地区など一部の地域においては事業が完了しているものの、未整備地域が存在し、用排水路など施設の老朽化が進んでいるため、地域の意向などを踏まえ、必要に応じて整備検討を行う。 ②多面的機能支払交付金を活用している地域では、水利施設や農道などの点検・管理のほか、老朽化に伴う長寿命化対策を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
①認定農業者などの農業者の経営の安定化を図るため、機械等の導入には国などの補助事業活用を進める。 ②新規就農者に対しては、国などの補助事業活用を進め、経営開始に必要な機械等の導入支援のほか、関係機関と連携し、就農定着支援に取り組む。 ③地域全体で担い手を育成していく体制を検討する。 ④地域農業の持続的発展には、認定農業者など規模拡大志向の農業者だけでは困難であることから、営農継続意向の兼業農家のほか、他地域からの新規参入などにより、多様な農業者の確保、育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の受委託については増加傾向にあるため、特定農作業受委託契約書の作成支援を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①近年、イノシシなどによる農用地や農作物への被害が深刻な問題となっていることから、補助事業などを活用し、電気柵の設置など被害対策を進める。 ②国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、持続可能な食料システム構築のため、環境負荷低減に配慮した農業生産活動を推進する。 ③高齢化や担い手の減少に伴う労働力不足を解消するため、水稻直播栽培のほか、スマート農業など先端技術を導入し、農作業の効率化、省力化を推進する。 ④水田活用の直接支払交付金に係る交付対象水田の厳格化により、畑地化促進事業の対象となる水田は、畑地化による本作化を推進する。 ④主食用米の国内消費は減少傾向にあることから、新たな市場の開拓に向け、輸出用米の取り組みを推進する。 ⑦⑧多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払制度を活用し、水路や農道など地域資源の適切な保全管理を推進する。 ⑨気候変動や社会情勢の影響により、飼料価格が高止まりしていることから、自給粗飼料の生産拡大や肥料の経費節減のため、耕畜連携の取り組みを一層推進する。